

たばたあずみ



Tel・Fax
550 6674

山根とみえ



Tel・Fax
550 4224

戸沢ひろゆき



Tel・Fax
558 9721

6月議会 「憲法解釈変更」に反対する意見書の陳情を否決！

6月定例市議会では、2本の陳情が審議されました。そのひとつ、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情は全員の賛成で採択されました。

一方、「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に関する陳情は、議場に入りきれないほどの傍聴者が見守る中、志清会の子籠議員が、立憲主義をないがしろにする解釈改憲容認の反対討論をしました。それに対して日本共産党あきる野市議団のたばた議員・政和会の合川議員・民主党の中村議員が行なった賛成討論には、賛同の拍手がわきおこりました。しかし、採決では賛成10・反対10の同数となり、議長が反対して不採択に。傍聴席からは「憲法守れ！」の声が上がりました。

以下、たばた議員の賛成討論全文を紹介します。

陳情第26-7号「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に関する陳情についての賛成討論
2014年6月19日

議席1番 たばたあずみです。日本共産党あきる野市議団を代表して、陳情第26-7号「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に関する陳情に対する賛成討論をいたします。

本陳情は、これまで「集団的自衛権は憲法上許されない」としてきた政府解釈を、現内閣が変更しようとしていることについて、憲法尊重・立憲主義の立場から反対する意見書を、内閣総理大臣あてに提出してほしいとするものです。

憲法は、国家権力を縛っています。このことは、日本国憲法前文においてもあきらかです。一部を読み上げます。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」

主権は国民にあり、政府が勝手なことをして戦争の惨禍が繰り返されることは許さないと明確に述べています。

| 態度 | 会派 | 名前（敬称略） |
|--------|------------------|----------------|
| 賛成 | 日本共産党 あきる野市議団 | 戸沢 弘征 |
| | | 山根 トミ江 |
| | | たばた あずみ |
| | 政和会 | 合川 哲夫 |
| | | 野村 正夫 |
| | 民主党 | 清水 晃 |
| | | 中村 のりひと |
| | 公明党 | 田中 千代子 |
| | | 松原 敏雄 |
| | | 増崎 俊宏 |
| 反対 | 自由民主党 志清会 | 子籠 敏人 |
| | | 天野 正昭 |
| | | 市倉 理男 |
| | | 澤井 敏和 |
| | | 中嶋 博幸 |
| | | 細谷 功 |
| | | 町田 匡志 |
| | | 村野 栄一 |
| | | 堀江 武史（議長） |
| | | あきる野市議会 自民党 |
| 奥秋 利郎 | | |

いま行なわれようとしている「憲法の解釈変更」は、憲法ではなく、詔勅でも法令ですらありません。縛られている側の権力者が、解釈変更として、事実上、憲法をねじ曲げることはあきらかな憲法違反です。

このことは、憲法のどんな項目についても共通ですが、いま問題になっている集団的自衛権の問題は、「政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こらないようにすることを決意」している前文にも反しています。

立憲主義・民主主義の下にあるわが国では、もし、どうしても集団的自衛権を認める必要があるならば、国民の十分な議論を促し、国民の発意によって憲法改正が行なわれなくてはなりません。

国民の半数近くに内容を理解できない状況を作り出し、国民が望んでもいない方向へ権力者が憲法を読み替えることが認められるとしたら、立憲主義も民主主義も崩壊します。

こうしたことは、憲法に縛られるべき大臣、公務員、国会議員のみならず、地方公務員特別職にあたる地方議員も、当然理解していなくてはならない基本事項です。

しかし、総務委員会の審議では耳を疑うような発言が続出しました。

「いざというときに判断できない国家ではいけないので、解釈の変更もありではないか」「自衛隊を動きやすくしてあげるために、今すぐ解釈を変更すべき」「憲法改正が正しい手法だが、改正手続きをとったら改正はできない。解釈変更は仕方ない」などです。

本陳情の題名及び本文には集団的自衛権についての記述が含まれますが、陳情者から、陳情の趣旨は集団的自衛権行使の反対ではなく、憲法の解釈改憲をすべきではないというものであるというお手紙をいただいています。憲法の解釈変更のきっかけとなっており、説明として記述されているものと理解しますが、委員会審査の中で見過ごしがたい発言がありましたので、集団的自衛権についても少々述べます。

これまでの解釈でも個別的自衛権は認められており、日本を守るには困りません。一方、いま言われている集団的自衛権は、日本が直接攻撃されていなくとも外国の戦争に協力しに行くというものであり、日本の「自衛」とは関係ありません。

当初言われていた日本人の保護についても、日本人が乗っていない船でも守るなどといい加減な話になっています。日本国民の生命・自由・幸福の追求の権利が侵されていなくても、そのおそれがあると判断されれば武力攻撃も認めるなどという話にすらなっています。

限定的という言葉も都合よく使われることは目に見えており、集団的自衛権を認めることはそのまま9条をはじめとする平和憲法全体に反することになります。



自衛官にしても、日本を守るためにと自衛隊に入った人たちです。日本から遠く離れた外国で、外国の軍隊に協力して命を危険にさらすことなど望んではいけません。

また、憲法改正が正しい手法であり、国民が改正を許さないだろうと言いながらも、だからこそ政府が解釈を変えてしまえばよいという発言は、独裁そのもので、民主主義にも反します。決して認めるわけにはいきません。

2004年の政府自身が、憲法解釈を「便宜的、意図的に変更すれば、政府の憲法解釈や憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」という閣議決定をしています。

今回狙われている憲法の解釈変更は、これまでの解釈と間逆の方向を向くことになるものです。それはまぎれもなく「便宜的・意図的」であり、憲法に対する国民の信頼はおろか、自国民すら欺く国として、外国からの信頼も損なうことになるでしょう。

いま憲法の解釈変更反対の声が上がっている人たちの中には、集団的自衛権を認めるべきと考えている人たちもいます。そうした人たちは、憲法改正という正しい手順を踏んだ上で認めるべきだと言っています。

立憲主義・民主主義とはそれほど大切なことだからです。

立憲主義・民主主義は、世界が戦争の惨禍を経てたどりついた、人類の財産です。

わたしたちは、なかでも全世界の国民が平和のうちに生存する権利を持っているとし、一切の武力を放棄している平和憲法である日本国憲法を、世界的にも優れたものと考えています。

なお、五日市憲法草案のふるさとあきる野市で、五日市憲法草案をすばらしいものと発言している議員は少なくありませんが、そうした議員の口から、立憲主義を揺るがすことになる解釈変更を進める発言が飛び出したことに、深い失望を覚えたことを付け加えます。

わたしたちは「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること」を前文に誓った日本国民として、憲法の解釈変更反対することを申し述べ、本陳情についての賛成意見といたします。



法律相談

7月24日(木) 13時半～15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。